

新潟市告示第 2 3 2 号

市道路線の一部供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，次の市道路線の一部供用を開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

路 線 名	区 間	供用開始年月日
栗の木線	新潟市中央区沼垂東一丁目 140 番 42 地先から	平成 1 9 年 4 月 1 日
	新潟市中央区西馬越 530 番 29 地先まで	
栗の木線	新潟市中央区長嶺町 126 番 2 地先から	
	新潟市中央区笹口 452 番地先まで	